

電話再診による院外処方箋の発行についてのお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、慢性疾患を有する定期受診されている患者さんへの電話再診による院外処方箋の発行が2月28日付厚生労働省の通知により可能となりました。

当院では、「慢性疾患を有する定期受診されている患者さん」であり、主治医が電話再診による対応が可能と判断した場合に限り、電話再診により院外処方箋を発行することといたします。

【対応時間】

平日 9:00～11:00 13:00～15:00

※土日祝日及び上記時間以外は対応できませんので、対応時間内に電話をお願い致します

【電話再診の対象となる患者さん】

当院に慢性疾患の治療で定期受診をされている患者さんのうち、主治医等が電話での診療を行い処方の問題ないと判断した患者さん

※対象はいつも出ているお薬のみです

衣笠病院